年　　月　　日

財務（支）局長　　　　殿

登録番号　財務（支）局長　　第　　　　号

届出受理番号　財務（支）局長　　第　　　　号

（郵便番号　　－　　）

住　　所

電話番号（　　）－

商号又は名　　称

電子決済手段の管理に関する報告書

資金決済に関する法律第62条の19第２項の規定により、電子決済手段の分別管理等の状況を次のとおり報告します。

（記載上の注意）

法第62条の３の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の８第３項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

１．利用者の金銭及び電子決済手段の分別管理の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 管理の方法 | 当期末残高  （　　年　月　日） | 前期末残高  （　　年　月　日） | 内訳 |
| 金　銭 |  |  |  |  |
| （　　　　千円） | （　　　　千円） | 外貨の種類：  邦貨換算価格：  換算価格取得日： |
|  |  |  |  |
| （　　　　千円） | （　　　　千円） | 外貨の種類  邦貨換算価格：  換算価格取得日： |
| 電子決済手段 |  |  |  |  |
| （　　　　千円） | （　　　　千円） | 電子決済手段の名称：  邦貨換算価格：  換算価格取得日： |
|  |  |  |  |
| （　　　　千円） | （　　　　千円） | 電子決済手段の名称：  邦貨換算価格：  換算価格取得日： |

（記載上の注意）

１．法第62条の４第１項の登録申請書又は法第62条の７第４項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．「管理の方法」の欄には、金銭について、(ア)電子決済手段の交換等を行う場合には第33条第１項第１号に基づく管理の方法を、(イ)法第２条第10項第４号に掲げる行為を行う場合には第33条第１項第２号イからニまでのいずれに該当するかを明示した上でその管理の方法をそれぞれ記載すること。電子決済手段について、(i)第38条第１項による管理方法、(ⅱ)第38条第３項による管理方法、(ⅲ)第38条第７項第１号による管理方法、(ⅳ)第38条第７項第２号による管理方法のいずれかを記載すること。また、記載した管理の方法ごとに当期末残高及び前期末残高を記載すること。

３．「当期末残高」及び「前期末残高」について、金銭であってその種類が外貨である場合は外貨建てで記載するとともに、括弧内に邦貨換算した金額を記載すること。また、電子決済手段の場合は電子決済手段建てで記載するとともに、括弧内に邦貨換算した金額を記載すること。

４．｢内訳｣の欄には、金銭の場合にはその行う電子決済手段等取引業の業務の種別に応じて、次の内容を記載すること。

①　電子決済手段の交換等を行う場合　第33条第１項第１号に基づく管理の方法について記載すること。また、受託者である信託会社等の商号又は名称及び当該信託会社等ごとの当期末残高を記載すること。

②　法第２条第10項第４号に掲げる行為を行う場合　第33条第１項第２号イからニまでのいずれに該当するかを明示して記載すること。また、同号ニに該当する場合には、法第２条第10項第４号の資金移動業者の商号又は名称を記載すること。

５．｢内訳｣の欄には、電子決済手段の場合には管理方法を簡潔に記載し、電子決済手段であって第38条第7項第2号に基づき管理する場合には相手方の商号又は名称及び当該相手方ごとの当期末残高を記載すること。また、３．において邦貨換算に使用した外国為替又は電子決済手段の価格及び価格取得日を記載すること。

６．金銭については通貨ごとに記載し、電子決済手段についてはその種類ごとに記載すること。

７．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第２面の次に添付すること。

２．分別管理監査の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分別管理監査を行う者 | 分別管理監査の基準日 | 分別管理監査の結果の報告日 |
|  |  |  |

３．第30条第１項第６号イに規定する資産の保全の実施状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 資産保全に係る  契約の種類 | 契約の相手方 | 契約年月日 | 契約対象期間 | 契約金額 |
|  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

資産保全に係る契約の種類は、第30条第１項第６号イに規定する「買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる措置」として締結している契約（法第44条に規定する履行保証金保全契約又は法第45条第１項に規定する履行保証金信託契約と同等の契約等）について記載すること。